

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	電波法及び放送法の一部を改正する法律案 －改正法の概要と国会における主な議論－
著者 / 所属	遠藤 和宏 / 前総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448 号
刊行日	2022-7-29
頁	3-18
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 電波法及び放送法の一部を改正する法律案

## — 改正法の概要と国会における主な議論 —

遠藤 和宏

(前総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 法律案提出の経緯
  - (1) 公共放送の在り方に関する検討と令和3年の放送法改正案提出
  - (2) 電波利用料制度等の見直し
  - (3) 放送事業者による外資規制違反の発覚と情報通信分野の外資規制の見直し
  - (4) 法律案の提出と成立
3. 改正法の主な内容と国会における主な議論
  - (1) 電波監理審議会の機能強化
  - (2) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等
  - (3) 電波利用料制度の見直し
  - (4) 情報通信分野の外資規制の見直し
  - (5) NHK受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備等
4. おわりに

### 1. はじめに

第208回国会（常会）において、令和4年6月3日、「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」（閣法第18号）は多数をもって可決・成立し、6月10日に公布された（令和4年法律第63号）。同法律案は、NHKの制度改正の要望等を踏まえ令和3年の第204回国会（常会）に提出された「放送法の一部を改正する法律案」（閣法第39号）が、総務省幹部の接待事案や放送事業者の外資規制違反等を背景に第205回国会（臨時会）で審査未了・廃案となり、その後、外資規制の見直しや3年に1度の電波利用料制度の見直し等の内容を加え、再提出されたものであり、その内容は多岐にわたる。そこで、本稿では、同法律案について提出の経緯と内容を概観した後、国会における主な議論を紹介する。

## 2. 法律案提出の経緯

### (1) 公共放送の在り方に関する検討と令和3年の放送法改正案提出

#### ア 「公共放送の在り方に関する検討分科会」における検討

総務省は、近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取り巻く環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」を開催している。

同検討会は、令和2年4月、将来的な受信料制度の在り方など、これからの公共放送の在り方についての検討が必要となっていることを踏まえ、「公共放送の在り方に関する検討分科会」（以下「検討分科会」という。）を設置した。

同年10月の検討分科会では、NHKから、「①受信料還元に関する科目の設置」、「②中間持株会社の設置」、「③受信設備の設置届出義務、未契約者氏名等（居住者情報）の照会の導入」の制度改正が要望され、検討分科会は、これらの要望を中心に検討を進め、令和3年1月に「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」を公表した。

同とりまとめでは、「①受信料還元に関する科目の設置」について、「一定水準を超える剰余金については、還元目的の「積立金」の勘定科目に計上し、次の中期経営計画<sup>1</sup>の期間において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当」であるとした。また、「②中間持株会社の設置」については、「中間持株会社制導入の効果について、一定の具体化が図られたと認められる」とした上で<sup>2</sup>、仮に中間持株会社制を導入する場合には、(1)潜脱的な出資に対する規律、(2)事後的な検証、(3)配当の在り方について留意することが必要とし、中間持株会社の設置に肯定的な意見を示した。

他方、「③受信設備の設置届出義務、未契約者氏名等（居住者情報）の照会の導入」については、いずれも「不適當」としたが、検討分科会における議論の中で、これらに代えて「民事上の担保措置としての割増金」を法律に定めることの提案がなされ、この割増金の導入については「有力な選択肢」であるとした。

このほか、同とりまとめでは、(一社)日本民間放送連盟から要望があった「NHKと民間放送事業者との連携」について、「ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当」とした。

#### イ 令和3年の放送法改正案提出と廃案

以上の経緯の下、政府は、令和3年2月26日に「放送法の一部を改正する法律案」（閣法第39号）を国会に提出した。しかしながら、同年1月以降、総務省幹部と事業者との間で国家公務員倫理法令に抵触する会食等が行われたことが発覚するとともに、会食相

<sup>1</sup> NHKは、令和3年1月、令和3年度から令和5年度までの3か年経営計画である「NHK経営計画（2021-2023年度）」を公表した。

<sup>2</sup> 令和2年11月の案の段階では、中間持株会社の設置について、「現時点では、必ずしも国民・視聴者の観点から、放送法改正を行う理由として十分なものとまでは言えず、NHKにおいては、引き続きその効果を分かりやすく説明を行うことが求められる」と記載されるにとどまっていたが、同案に対する意見募集においてNHKより、中間持株会社の設置の効果について、①子会社の役員数の半減、管理部門の要員数の3割減、②設置にかけたコスト以上の効果を出すことなどの更なる説明が行われた。

手を含む放送事業者の外資規制違反が明らかになった（後述）。こうした状況の下、武田総務大臣（当時）は、同年5月の記者会見において、「法案を取り巻く事情に鑑みれば、現実的に今国会での成立は難しくなってきた」<sup>3</sup>と発言し、同改正案は衆議院において継続審査となり、同年10月の衆議院解散に伴い、審査未了・廃案となった。

## （2）電波利用料制度等の見直し

電波法附則第14項では、政府は、少なくとも3年ごとに、電波利用料<sup>4</sup>制度の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

総務省は、令和4年度から令和6年度までにおける電波利用料制度の見直しに関して、令和2年11月に「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を設置し、今後の電波利用の将来像に加え、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討を行い、令和3年8月に報告書を取りまとめた。

図表1 報告書における主な項目と提言

主な項目	主な提言の内容
電波の有効利用の促進及びモバイル市場における公正競争の確保の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周波数の割当てに当たっては、公正競争の確保につながる取組を評価項目に盛り込み、必要に応じて、新規参入を優遇する仕組みなどを導入することが適当</li> </ul>
周波数の再割当て制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要</li> </ul>
周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定する必要がある、また、早期の移行ニーズがあるのであれば、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当</li> <li>■終了促進措置の協議が調わない場合には、電気通信紛争処理委員会にアッセン・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要</li> </ul>
いわゆるプラチナバンドの扱い及び移動通信事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなく、どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当て制度を整備</li> <li>■特定基地局を開設する携帯電話事業者（例えば、6GHz以下）は、特定基地局に係る周波数の利用できる区域において、無線通信がたまねく行われるよう無線局の開設に努めることが求められる</li> </ul>
電波の利用状況調査の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電波の利用状況調査の評価に係る透明性・客観性を担保するため、第三者による評価について検討することが必要</li> <li>■携帯・全国BWAにおける各周波数の利用実態を把握するための評価指標として、「帯域別トラフィック」を設けることを検討することが必要</li> <li>■携帯・全国BWAにおける電波の利用状況調査の結果と比較審査による周波数の再割当てをリンクさせるためには、透明で客観的な基準を定め、絶対評価を導入することが必要</li> </ul>
電波利用料の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電波利用料を活用したBeyond 5Gに向けた研究開発や関係機関が行う研究開発の支援を効率的に実施するなど、効果的な産学官連携の仕組みが必要</li> <li>■電波利用料の積極的な活用・拡大を求める意見があった一方で、むやみな拡大を避け免許人の負担軽減に努めるべきとの意見もあったことから、電波利用料の総費用（電波利用料の総額）については、現在の規模（750億円）を維持することが適当</li> </ul>
電波利用料の料額算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在の料額算定の枠組みを維持しつつ、次期料額（令和4年度から令和6年度までを想定）を算定することが適当</li> </ul>

（出所）総務省「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書 概要」（令3.8）を基に筆者作成

<sup>3</sup> 武田総務大臣閣議後記者会見の概要（令3.5.28付け総務省公表資料）〈[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02001029.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001029.html)〉。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和4年7月10日である。

<sup>4</sup> 電波利用料は、電波監視等の無線局全体の受益を目的として行う事務（電波利用料共益事務）に要する費用について、その受益者である無線局免許人等が負担するものとされており、平成5年度から導入されている。

### (3) 放送事業者による外資規制違反の発覚と情報通信分野の外資規制の見直し

#### ア 放送事業者による外資規制違反の発覚

令和3年3月及び4月に(株)東北新社及び(株)フジ・メディア・ホールディングス(以下「FMHD」という。)による放送法の外資規制<sup>5</sup>に抵触する事案が発覚した<sup>6</sup>。

(株)東北新社は、令和3年3月、同社が平成29年1月に衛星基幹放送事業者として認定を受けた際、外資比率が20%(5分の1)以上であったことが判明したとして、総務省に報告した。総務省は、本来なら認定そのものを受けられなかったという重大な瑕疵があったとして、令和3年5月1日付けで、(株)東北新社メディアサービス(平成29年10月に(株)東北新社より事業を承継)の当該認定を職権により取り消した<sup>7</sup>。

また、認定放送持株会社<sup>8</sup>であるFMHDは、令和3年4月、平成24年9月末から平成26年3月末にかけ、外資比率が20%(5分の1)以上となっていたことを公表した<sup>9</sup>。これについて、総務省は、FMHDが認定放送持株会社として認定を受けた時点(平成20年9月)では外資規制に抵触しておらず、認定は適正であり、また、総務省がFMHDから外資規制違反に係る報告を受けた時点(平成26年12月)では取消事由が解消されていたとして、取消処分を行うことができないと判断し<sup>10</sup>、口頭で嚴重注意を行っていた。

#### イ 情報通信分野の外資規制の見直し

総務省は、放送事業者等の外資規制違反が生じたことを踏まえ、令和3年6月より、外資規制の実効性確保や在り方を検討するため、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」を開催し、令和4年1月に取りまとめを公表した。

同取りまとめでは、今後の方向性として、①チェックの強化(審査の厳正化、適合性チェックの法制度化、コミュニティ放送の外資規制の見直し)、②外資規制に不適合となった場合の手の明瞭化、③審査体制の強化、④船舶及び航空機に開設する無線局に係る外資規制の廃止等の内容が盛り込まれた。

<sup>5</sup> 放送事業者に対しては、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送の大きな社会的影響力、事業の公共性などに鑑み、電波法及び放送法において外国人等による5分の1以上の議決権保有を制限する外資規制が設けられている。

<sup>6</sup> 総務省は、こうした状況を踏まえ、令和3年4月、全ての認定放送持株会社及び基幹放送事業者(580社)に対し、外資規制の遵守状況について確認するよう要請し、同年10月に調査結果を公表した。この調査の結果、過去に電波法及び放送法に定める外資規制に抵触していた事案が新たに3件認められたとして、総務省は、当該事業者に対して、嚴重注意及び再発防止の行政指導を行った(総務省報道発表資料(令3.10.1)<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000122.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000122.html)>)。

<sup>7</sup> 金子総務大臣は、この取消処分について、「当初の認定に重大な瑕疵があることを前提としたものであるため、法律の特別な根拠は必要なく、行政法の通説に基づき行ったもの」と説明した(第208回国会参議院本会議録第27号(令4.6.1))。

<sup>8</sup> 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設された。

<sup>9</sup> (株)フジ・メディア・ホールディングス報道発表資料(令3.4.5)<<https://contents.xj-storage.jp/contents/46760/d1fa0ea6/5ca8/47a6/bb44/9c3ac098df2d/140120210405490160.pdf>>

<sup>10</sup> 金子総務大臣は、放送局の免許に係る外資規制について、「電波法においては、免許の取消処分を行おうとする時点で取消し事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば取消処分を行うことができない」とする昭和56年の内閣法制局見解を引用し、「この電波法の整理は放送法の認定放送持ち株会社についても同様に考えられるため、フジ・メディア・ホールディングスについて認定の取消処分を行うことができないと判断したものであり、「このような判断については、総務省としては今でも妥当であると考えております。」と説明した(第208回国会参議院本会議録第27号(令4.6.1))。

図表2 情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（概要）  
 【現状・課題】 【今後の方向性】

<p>1 チェックの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外資比率等を細部まで把握・検証できる仕組みとなっていない。</li> <li>▶ また、適合状況を把握する法律上の仕組みが不十分。</li> <li>▶ コミュニティ放送の規模に比べ、規律が厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>審査の厳正化</b> <small>【政省令改正(令和3年12月10日施行)】</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資規制の適合状況の把握・検証を可能とするための提出資料の様式等を整備</li> </ul> </li> <li>▶ <b>適合性チェックの法制度化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資比率等を申請書記載事項、変更時届出事項として法律上明記</li> <li>・ 外資規制の遵守状況を定期的に報告する仕組みを創設</li> </ul> </li> <li>▶ <b>コミュニティ放送の外資規制の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的影響力が小さいことに鑑み、間接規制を廃止し直接規制のみとする</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 不適合時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外資規制に不適合となった場合、その認定等を取り消さなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>外資規制に不適合となった場合の手続きの明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資比率が基準に近づいた場合にチェックを強化する仕組みを導入</li> <li>・ その上で、やむを得ない場合には期限を定めて是正を求める制度を導入</li> </ul> </li> <li>▶ その際、不適合となった状況や視聴者への影響等を勘案</li> </ul>
<p>3 審査体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 審査における総務省の担当間のチェック体制や分担が不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>審査体制の強化</b> <small>【「外資規制審査官(仮称)」を新設予定】</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係課間の審査手法の共有、横断審査が可能な体制整備</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 船舶等に開設する無線局は、国際的に移動する無線局であり、自国民優先利用の必要性がなくなってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>船舶及び航空機に開設する無線局に係る外資規制の廃止<sup>※</sup></b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※多くの先進国において、船舶等の無線局に係る外資規制は無く、我が国でも外国籍の船舶等には適用されていない。</li> </ul> </li> </ul>

(出所) 総務省「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（概要）」(令4.1)

#### (4) 法律案の提出と成立

以上の経緯の下、政府は令和4年2月4日、令和3年に審査未了・廃案となった放送法改正案の内容を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」(閣法第18号)を国会に提出した。衆議院では、同法律案及び日本維新の会が提出した「情報通信行政の改革の推進に関する法律案」(衆第26号)を一括して審議に付し、令和4年4月7日の本会議で趣旨説明聴取・質疑の上、総務委員会において、4月12日に趣旨説明聴取、4月14日及び19日に質疑、19日に採決が行われた。4月21日の本会議において、衆第26号は否決、閣法第18号は多数をもって可決され、閣法第18号は参議院に送付された。参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明聴取・質疑の上、6月2日の総務委員会で趣旨説明聴取・質疑・採決が行われ、6月3日の本会議において、多数をもって可決・成立し、6月10日に公布された(令和4年法律第63号。以下「改正法」という。)。なお、衆参総務委員会において、閣法第18号に対する附帯決議案が提出され、それぞれ多数をもって決定された(以下において「附帯決議」とは、参議院総務委員会が付した附帯決議を指す。「4. おわりに」参照。)

改正法の施行期日は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしているが、一部の規定<sup>11</sup>を除き、情報通信分野の外資規制の見直しに関する規定、還元目的積立金(後述)に関する規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

<sup>11</sup> 船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制の廃止や電波利用料の用途の追加などに係る規定については、公布の日から施行することとされている。

### 3. 改正法の主な内容と国会における主な議論

#### (1) 電波監理審議会の機能強化

##### ア 改正法の主な内容

改正法では、これまで総務大臣が実施していた電波の利用状況調査の評価（以下「有効利用評価」という。）について、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会<sup>12</sup>が行うこととしている。

電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、公表することとしている。

さらに、電波監理審議会は、有効利用評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができることとしており、総務大臣は、勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならないこととしている。

##### イ 国会における主な議論

国会においては、電波監理審議会の機能強化の具体的内容について問われ、総務省は、改正法では、有効利用評価を電波監理審議会が新たに行うこととしているため、「同審議会が、電波に関する技術の発達や需要の動向など、幅広い観点から検討を行う必要があることから、同審議会の下に専門の部会や特別委員を置くことができるよう、所要の政令を整備し、体制の強化を図ってまいります。」と答弁した<sup>13, 14</sup>。

特別委員の人選に当たっては、「無線、ネットワークなどの電波に関する技術や法律などに知見を有する学識経験者5名程度に、幅広い分野から所属いただき、多角的に審議いただくことを検討して」とし、その具体的な人選は、「本法案が成立した後、国会での御議論等も踏まえ、検討してまいります」と答弁した<sup>15</sup>。

また、電波監理審議会委員と企業とのつながりについて問われ、金子総務大臣は、「電波法において、放送事業者、認定放送持ち株会社、電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者、販売業者などや、その役員は、本審議会の委員となることができないこととされて」とし、「特別委員の人選についても、こうした法の規定を踏まえて、公平、中立性がしっかりと確保できるよう検討してまいります。」と答弁した<sup>16</sup>。

特別委員の所掌範囲については、総務省は、「現時点において、有効利用評価以外を行わせることは想定をしておりません。」と答弁した<sup>17</sup>。また、特別委員が実質的に電波監理審議会委員としての権能を持つことになる懸念について問われ、総務省は、「中央省庁等改革時の審議会等の整理におきまして、特別委員は原則として議決権は有しないこととされて」とし、「特別委員は電波監理審議会の委員とともに電波の有効利用評価を

<sup>12</sup> 電波法第99条の2に基づき総務省に設置されており、電波及び放送に関する事務の公平かつ能率的な運営を図り、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとされている。

<sup>13</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号21頁（令4.4.19）

<sup>14</sup> 電波法第99条の2の2では、電波監理審議会は委員5人をもって組織することとされ、また、第99条の3では、委員は公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命するとされているが、今回、これらの規定の改正は行われていない。

<sup>15</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号21頁（令4.4.19）

<sup>16</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号（令4.6.1）

<sup>17</sup> 第208回国会参議院総務委員会議録第10号（令4.6.2）

行う際に専門的な見地から意見を述べることはあり得ますけれども、特別委員が本審議会で有効利用評価の決定を行うものではございません。」と答弁した<sup>18</sup>。

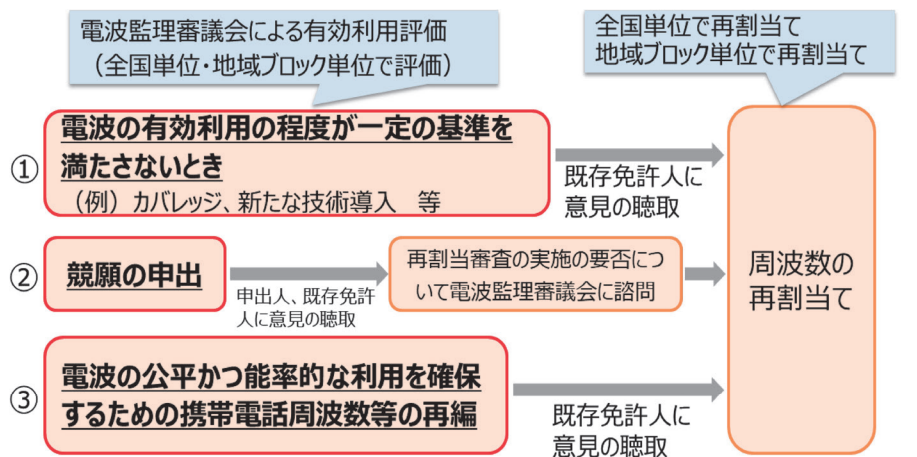
なお、附帯決議第1項では、政府は電波監理審議会について、「同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。」とされた。

## (2) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等

### ア 改正法の主な内容

改正法では、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、①電波監理審議会による有効利用評価の結果が総務省令で定める基準を満たさないとき、②競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき、③電波の公平かつ能率的な利用を確保するための携帯電話周波数等の再編を行うことが必要であるときに、再割当てができることとしている。

図表3 携帯電話等の周波数の再割当制度の概要



(出所) 総務省「電波法及び放送法の一部を改正する法律案関係資料」

総務大臣は、再割当てに係る特定基地局の開設指針<sup>19</sup>の制定<sup>20</sup>に当たっては、既存免許人や競願の申出人に対し、意見の聴取を行うこととするとともに、必要があると認めるときは、再割当てに係る開設指針の制定が既存免許人に及ぼす技術的・経済的な影響を調査することができることとするほか、既存免許人や競願の申出人に対し、必要な事項について報告を求めることができることとしている。

また、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者

<sup>18</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）

<sup>19</sup> 電波法第27条の12では、総務大臣は、携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）について、特定基地局の開設に関する指針を定めることができることとされている。また、同法第27条の13では、特定基地局について、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた事業者のみが一定期間（原則5年間。改正法施行後は原則10年間）特定基地局の免許申請が可能となる制度が規定されている。

<sup>20</sup> 改正法では、競願の申出を受けた場合においては、開設指針の制定の要否の決定を電波監理審議会へ諮問しなければならないこととしている。このほか、携帯電話等の周波数の割当てに当たって、開設指針の記載事項として、事業者ごとの割当て済みの周波数の幅等を勘案して、事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項など電波の公平な利用の確保に関する事項を追加することとしている。



において、既存免許人の移行費用等を負担する終了促進措置の活用を可能とするとともに、事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会<sup>21</sup>へのあっせん・仲裁の申請を可能とすることとしている。

さらに、周波数の割当てを受けた事業者が排他的に免許申請できる期間を5年から10年に延長することとしている<sup>22</sup>。

### イ 国会における主な議論

国会においては、周波数の再割当てによる利用者への影響について問われ、金子総務大臣は、「一般的に携帯電話事業者は複数の周波数帯を保有し、携帯電話の端末はそれらの周波数帯に対応しているため、一つの周波数帯を返上しても直ちに利用者には大きな影響が生じることはない想定」した上で、「本法案では、既存の免許人に対して事前に十分な意見聴取を行うとともに、周波数を移行する期間を適切に設定することとしており、利用者への影響ができる限り生じないように努めてまいります。」と答弁した<sup>23</sup>。

なお、附帯決議第2項では、「政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移动通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。」とされた。

また、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁にかかる期間について問われ、総務省は、「紛争事案次第でございまして、一概に申し上げることは難しい面はございますが、これまでのあっせん事案では、申請からあっせん成立までにおおむね3か月程度を要している」と答弁した<sup>24</sup>。さらに、この仲裁は当事者双方の申請が必要であるが、片方からの申請しかない場合の対応について問われ、総務省は、電気通信紛争処理委員会が、「もう一方の当事者に対しまして当該申請があった旨の通知を行い、相当の期間を付して、仲裁に同意するかどうかを書面で回答すべきことを求める」と答弁した<sup>25</sup>。

## (3) 電波利用料制度の見直し

### ア 改正法の主な内容

#### (ア) 電波利用料の料額の改定

改正法では、電波利用料の料額について、現在の料額算定の枠組みを維持した上で、令和4年度から令和6年度までにおける電波利用共益事務の総費用や無線局開設状況の見込み等を勘案し、総務省が策定した算定方法<sup>26</sup>に従い料額を改定することとしている。

<sup>21</sup> 電気通信事業法第144条に基づき総務省に設置されており、電気通信の分野において、通信・放送事業者間の紛争解決のため、公正中立な立場からあっせん・仲裁などを行う専門的組織。

<sup>22</sup> 改正法では、携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定を受けた者は、計画に記載した設置場所以外の場所にも、特定基地局の開設に努めなければならないこととしている。

<sup>23</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号（令4.6.1）

<sup>24</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）

<sup>25</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）

<sup>26</sup> 総務省「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」（令4.2.2）〈[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000791196.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000791196.pdf)〉

図表4 電波利用料の料額の改定概要

旧料額：R1年改定 / 新料額：R4年改定案

無線局の区分 (無線システム例)	電波利用料額 (1局当たり・年額) (周波数幅、出力、設置場所等により詳細区分に分けて設定)						
	旧	新	旧	新			
個別免許等	1の項 移動局 (簡易無線、船舶局等)	旧 400円 ~	新 400円 ~	8,054,700円	8,606,500円	16区分	
	2の項 基地局 (海岸局、携帯電話基地局(4G等))	旧 2,600円 ~	新 3,100円 ~	81,400円	97,600円		11区分
	3の項 人工衛星局 (人工衛星)	旧 285,400円 ~	新 5,700円 ~	267,768,200円	321,321,800円	9区分	
	4の項 衛星地球局 (衛星地球局(人工衛星と通信する局))	旧 133,300円 ~	新 159,900円 ~	725,208,300円	870,249,900円		17区分
	5の項 船舶地球局等 (船舶地球局、航空地球局)	旧 2,700円	新 2,700円			1区分	
	6の項 基幹放送局 (テレビ放送、ラジオ放送)	旧 1,800円 ~	新 1,900円 ~	569,208,300円	596,312,200円		12区分
	7の項 その他放送局 (受信障害対策中継放送、エリア放送)	旧 400円 ~	新 400円 ~	1,800円	1,900円	2区分	
	8の項 実験試験局等 (実験試験局、アマチュア無線局)	旧 300円	新 300円				1区分
	9の項 その他の無線局 (固定局)	旧 600円 ~	新 500円 ~	452,651,400円	543,181,600円	27区分	
	包括免許等 / 広域課金	携帯電話 (470MHz~3.6GHz)	旧 ①32,639,700円/MHz	新 ①32,857,000円/MHz	②基地局200円 端末170円/局		②基地局200円 端末150円/局
		携帯電話 (3.6GHz超)	旧 ① 1,477,200円/MHz	新 ① 1,772,600円/MHz	②基地局200円 端末170円/局	②基地局200円 端末150円/局	

注：広域使用電波※を使用する無線局は、①使用周波数幅+②無線局数による複合的な料額を設定している。

※ 広範囲の地域で同一の者による相当数開設される無線局が使用する周波数

(出所) 総務省資料

### (イ) 電波利用料の用途の追加

改正法では、電波利用料の用途について、知見や経験を有する外部の機関が主体となって、民間企業・大学等への委託を通じて行うBeyond 5 G (いわゆる6 G) の実現等に向けた研究開発に対して支援を行うことを可能とするため、「研究開発のための補助金の交付」を追加することとしている。なお、本事業に要する経費として、総務省の令和4年度予算では「Beyond 5 G 研究開発促進事業」として100.0億円が計上されている。

### イ 国会における主な議論

総務省は、電波利用料の用途を追加した趣旨について、「ビヨンド5 Gの実現に当たりましては、現在十分に利用されていない、より高い周波数の電波の活用ですとか、既存の電波の一層の有効利用を図る必要があることから、電波利用共益事務の一環として電波利用料を充てることにより、無線、ネットワークの高度化等の研究開発に取り組むこととした」と説明した<sup>27</sup>。

他方、総務省は、今回追加した用途とは別に、「令和2年度3次補正予算でNICT<sup>28</sup>に設置した基金により、電波利用技術に限らず、複数年にわたり、年度をまたいで弾力的かつ柔軟に、ビヨンド5 Gの要素技術を確立するための研究開発を実施するとともに、一般財源による令和3年度補正予算により、光コアネットワーク技術の研究開発などに取り組む」としており<sup>29</sup>、金子総務大臣は、「電波利用料と一般財源を適切に役割分担しながら、ビヨンド5 Gの早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。」とした<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号14頁 (令4.4.19)

<sup>28</sup> 国立研究開発法人情報通信研究機構の略称。総務省が所管しており、情報通信分野を専門とする我が国唯一の国立研究開発法人。

<sup>29</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号14頁 (令4.4.19)

<sup>30</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号 (令4.6.1)

なお、附帯決議第3項では、政府は、「電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。」とされた。

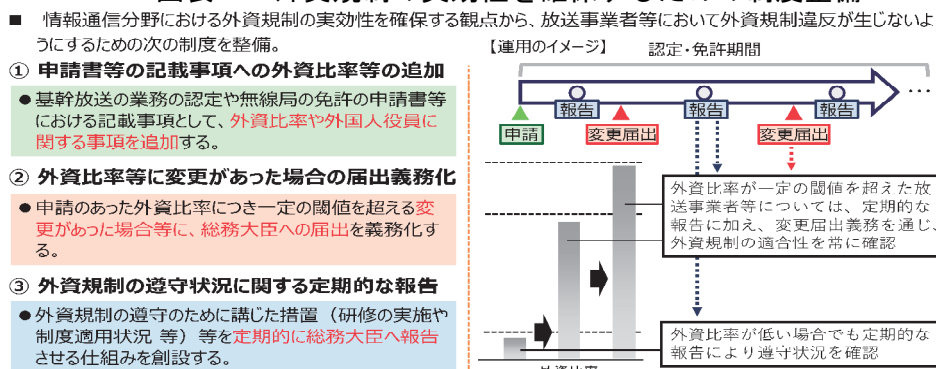
#### (4) 情報通信分野の外資規制の見直し

##### ア 改正法の主な内容

##### (ア) 外資規制の実効性を確保するための制度整備

改正法では、情報通信分野における外資規制の実効性を確保する観点から、放送事業者等において外資規制違反が生じないようにするため、基幹放送の業務の認定や無線局の免許の申請書等における記載事項として、外資比率や外国人役員に関する事項を追加することとしている<sup>31</sup>。また、申請のあった外資比率につき一定のいき値を超える変更があった場合等において、総務大臣への届出を義務化するとともに、外資規制の遵守のために講じた措置（研修の実施や制度適用状況等）等を定期的に総務大臣へ報告させる仕組みを創設することとしている。

図表5 外資規制の実効性を確保するための制度整備



(出所) 総務省「電波法及び放送法の一部を改正する法律案関係資料」

##### (イ) 外資規制違反時の是正措置

改正法では、総務大臣は、放送事業者等による外資規制違反があった場合、原則として認定又は免許を取り消すことには変わりはないが、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を求める制度を整備する<sup>32</sup>こととしている。

なお、総務大臣は、外資規制違反があった場合、認定又は免許を取り消すか否かの決定をしなければならず、この決定をしようとするときは、当該決定に係る認定基幹放送

<sup>31</sup> 総務大臣は、放送法第175条に基づき、政令の定めるところにより、放送事業者等に対しその業務に関し資料の提出を求めることができるが、従前はその提出資料について、外資規制に関する事項は定められていなかった。また、総務省令等では、放送事業者等の認定等の申請に係る申請書等の様式が定められているが、従前は外資比率が規制の範囲内であることが把握・検証可能な様式とされていなかった。このため、総務省は令和3年12月に政省令改正を行い、株主名簿や有価証券報告書、又は戸籍抄本等の客観性を有する証拠書類と照合すること等により、放送事業者等の申請等の内容が正しいことを客観的に把握できるようになった。

<sup>32</sup> 当該制度は、現行法においても存在し、地上基幹放送事業者等が間接出資規制に違反した場合に適用の対象となるが、改正法では、この対象に衛星基幹放送事業者や認定放送持株会社等を加えるとともに、間接出資規制だけでなく、直接出資規制に違反した場合にも適用の対象とすることとされている。

事業者や免許人等の意見を聴取しなければならないこととしている。

#### (ウ) 外資規制の廃止又は緩和

改正法では、船舶又は航空機に開設する無線局について、現行法において、外国人等が開設するものについてのみ外資規制の適用を除外しているところ、全ての船舶又は航空機に開設する無線局について外資規制を廃止することとしている。

また、コミュニティ放送<sup>33</sup>については、外国の法人・団体等が直接占める議決権と間接に占める議決権との合計が5分の1以上とならないようにする間接出資規制を廃止することとしている。

#### イ 国会における主な議論

総務省は、外資規制違反時の是正措置を設けた趣旨について、「放送事業者などが十分に注意していても違反が生じてしまう事態が例外的に想定し得るため」とし<sup>34</sup>、想定される具体例として、「例えば日本国籍を有していた株主が国籍を変更した場合に、その国籍を変更したことについて放送事業者などへの通知を怠った場合」や名義書換拒否制度<sup>35</sup>の適用対象となっていない非上場会社において議決権比率のコントロールが困難となる場合などが考えられるとした<sup>36</sup>。

また、改正法は外資規制違反時の是正措置の適用に当たり、違反することとなった状況や免許等を取り消すこと又は取り消さないことが受信者の利益に及ぼす影響等を勘案するとしているが、総務省は、このうち、「取り消さないことが受信者の利益に及ぼす影響については、議決権を保有する外国人等の意図、例えば、経済的利益の追求にあるのか、事業者の経営判断への影響力の行使にあるのかといった意図を勘案する」とした<sup>37</sup>。

なお、取消しを猶予し、違反を是正するための期間について問われ、総務省は、「外資規制違反の是正に必要な期間が違反した事業者の態様や違反の状況によって様々であることから、個別具体の事例に照らして判断されるべきもの」としつつ、具体例として、「上場会社が株主名簿を更新するのにおおむね数か月要する」ことを挙げ、「このようなほかの仕組みにおける、あるいは実態における期間なども参考」とする旨答弁した<sup>38</sup>。

このほか、外資規制違反時の是正措置が悪用される懸念について問われ、金子総務大臣は、改正法により外資規制違反を未然に防ぐための仕組みを導入するほか、外資規制審査官を令和4年4月に新たに設置するなど外資規制のチェック機能をしっかり強化していくとした上で、「是正措置の適用に当たっては、違反した状況を考慮することとしており、違反が生じた状況を詳細に把握し、故意がなかったかどうかを適切に判断するこ

<sup>33</sup> コミュニティ放送は、市区町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するために、平成4年1月に制度化されたFM放送局であり、放送法上、基幹放送に位置付けられている。

<sup>34</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第12号2頁（令4.4.14）

<sup>35</sup> 国際的な資本自由化の中で外国人等による株式取得により、放送事業者等が欠格事由に該当して認定等が取り消されることによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないよう、上場している基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社について、外国人等の株式保有割合が一定以上となった場合には、株主名簿への記載・記録を拒否できる制度。

<sup>36</sup> 第208回国会参議院総務委員会議録第10号（令4.6.2）

<sup>37</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号24頁（令4.4.19）

<sup>38</sup> 第208回国会参議院総務委員会議録第10号（令4.6.2）

となどにより、本制度が悪用されることのないよう、しっかり運用して」いくとした<sup>39</sup>。

なお、附帯決議第6項では、「政府は、情報通信分野の外資規制については、経済安全保障の観点からも重要であることに鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。」とされた。

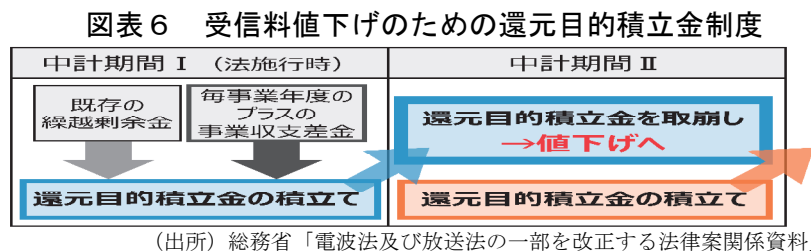
## (5) NHK受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備等

### ア 改正法の主な内容

#### (ア) 受信料値下げのための還元目的積立金制度

改正法では、NHKに対し、剰余金を原資として受信料の値下げに充当する「還元目的積立金」の制度を導入することとしている。具体的には、NHKの決算において、プラスの事業収支差金が生じたときは、当該事業収支差金のうち、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて、還元目的積立金として積み立てなければならないこととしている。また、ある中期経営計画の期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中期経営計画において受信料の値下げの原資に充てなければならないこととしている。

なお、改正法では、総務大臣の認可を受ければ還元目的積立金を還元以外の目的に取り崩すことができることとされ、また、合理的な理由<sup>40</sup>がある場合には、還元目的積立金による還元を行わない収支予算を作成することが可能とされている。



#### (イ) NHKの中間持株会社への出資に関する制度

改正法では、NHKとそのグループ会社の業務の効率化を図り、受信料を財源とする費用の支出を抑制するため、NHKが総務大臣の認可を受けて出資することができる対象に「関連事業持株会社」（中間持株会社）を追加することとしている。

中間持株会社への出資は、NHK経営委員会<sup>41</sup>の議決事項とされ、また、総務大臣は、出資の認可に当たり、電波監理審議会に諮問しなければならないこととされている。

NHKが中間持株会社への出資に係る認可を受け、又は受けようとするときは、当該中間持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該中間持株会社の出資に

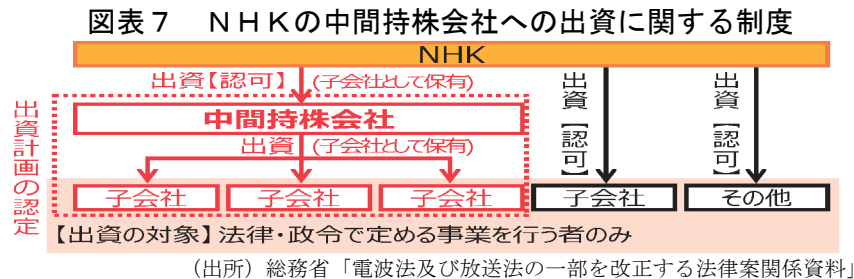
<sup>39</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号（令4.6.1）

<sup>40</sup> 具体例としては、「積み立てられた還元目的積立金の額を受信料の引下げの原資に充てたとしても、その額が一契約当たり数円にしかならず、還元の効果が著しく低いものとなる場合」が挙げられている（第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2））。

<sup>41</sup> 放送法第28条に基づきNHKに設置されており、NHKの経営に関する基本方針、内部統制に関する体制の整備を始め、毎年度の予算・事業計画、番組編集の基本計画等を決定し、役員職務の執行を監督する機関。

関する計画（関連事業出資計画）を作成し、総務大臣の認定を受けることができる。

総務大臣は、当該出資計画の認定に当たっては、電波監理審議会に諮問しなければならない。また、認定後、出資計画に記載された出資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされている。



#### (ウ) 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

改正法では、受信設備を設置したにもかかわらず、正当な理由なく受信契約の申込みの期限までにNHKとの受信契約の締結に応じないことにより受信料の支払を免れた者について、契約を締結して受信料を支払っている者との間の不公平を是正するため、割増金の制度を導入するとしている<sup>42</sup>。

#### (エ) 民放の責務遂行に対するNHKの協力

改正法では、NHKは、国内基幹放送（地上放送、衛星テレビジョン放送）を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者等が①放送法第4条第2項（字幕番組・解説番組<sup>43</sup>を放送する努力義務）の責務にのっとり講ずる措置、②放送法第92条（難視聴解消の努力義務）の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならないこととしている。

なお、NHKの協力の具体例として、字幕放送・解説放送の技術・ノウハウの提供、難視聴解消のための放送インフラの共同利用などが想定されている。

#### (オ) 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度<sup>44</sup>

改正法では、基幹放送事業者は、基幹放送の業務等を休廃止する場合に、総務省令で定めるところにより、その旨をあらかじめ公表することとしている。総務省令では、公表の時期や方法等について規定する予定とされている。なお、基幹放送を継続して休止

<sup>42</sup> 日本放送協会放送受信規約では、受信料の支払について不正があったとき等の割増金（受信料の2倍）について規定が置かれているが、これまでNHKが割増金を適用した実績はない。

<sup>43</sup> 解説番組とは、視覚に障害のある者のために、映像に関する説明（出演者の表情、情景描写など）を副音声によるナレーションで伝える放送サービス。

<sup>44</sup> 総務省は、基幹放送が突然休廃止された場合、影響が広い範囲に及ぶとともに、当該休廃止される基幹放送を情報取得手段としている受信者にとって、それに代替する情報取得手段を検討する余裕が確保できないなど、不測の不利益を生じさせるおそれがあるとした上で、「基幹放送事業者の経理的基礎の定期的な確認等を踏まえても担保し得ないような想定外の経営状況の急激な悪化が生じる場合もあり、このような放送を取り巻く状況や基幹放送事業者の全体的な経営状況の悪化の現状を踏まえると、今後、その業務等の休廃止の事態が生じた場合に備える必要がある」としている（総務省「規制の事前評価書（基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備）」（令4.2.3）3頁<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000791363.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000791363.pdf)>）。

しようとする時間が24時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでないこととしている。

## イ 国会における主な議論

### (ア) NHKが財政安定のために留保する額の水準

総務省は、NHKが財政安定のために留保する額の上限について定める総務省令の制定に当たっては、「当然、パブリックコメントを行うなど、私どもの恣意で設けるのではなく、オープンな手続により、広く意見を聞きながら作っていく」とし、「きちんと対外的に説明できる水準というものを規定していくつもりでございまして、NHKの財政の安定という観点から、しっかりと検討してまいりたい」と答弁した<sup>45</sup>。

また、NHKは、財政安定のために留保する額的水準について、「地震等の災害リスクが欧州に比べて高い事情があると勘案いたしますと、事業支出の10%以上の繰越金が必要である」との従来からの考え方に変わりはないとした上で、財政安定のための繰越金<sup>46</sup>について、「現在その規模は視聴者の皆様への還元を行うべきレベルに達している」と評価した<sup>47</sup>。

なお、還元目的積立金の規模について問われた金子総務大臣は、「還元目的積立金の規模は、令和5年度決算見込みなどを踏まえ、令和6年度のNHKの収支予算から明らかになるもの」であるため、「現時点において、その積立額やそれに基づく受信料負担の減少額の見込みについてお示しすることは難しい」との認識を示した<sup>48</sup>。

なお、附帯決議第8項では、「政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のために留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。」とされた。

### (イ) 中間持株会社を設置する目的と効果

NHKは、中間持株会社の設立の狙いを「NHKグループ全体の事業規模が縮小していく中で、スリムで強靱な体制をつくるために、傘下の各団体の人や金を把握し、スピード感を持って改革を進めること」であると説明した<sup>49</sup>。また、その効果について、NHKは、これまでの合併による子会社の整理統合について、「各社間の給与を水準の高い方に合わせるなど、効率化と逆行する面があったほか、合併手続に最低でも2、3年が必要で、時間がかかり過ぎて」と評価した上で、中間持株会社の導入によって、「傘下の子会社を一つの部門のような形で運営することにより、業務の集約、効率化を進め、統合のように時間をかけずに、迅速に改革を進めていく」と答弁した<sup>50</sup>。また、中間持株会社の傘下に入る子会社については、「最初の段階では、主に番組、コンテンツ関連の子会社で5、6社を予定しており」、「この導入に伴って、傘下の子会社の役員数をおよそ半

<sup>45</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号5頁（令4.4.19）

<sup>46</sup> NHKは、大規模災害や物価の高騰など経済状況の急激な変化による事業収支の悪化に対応するほか、設備投資の財源として、減価償却資金など、当年度の自己資金で賄えない場合などに充てるため、「財政安定のための繰越金」を設けており、令和3年度NHK決算（令和4年6月28日発表）では、2,231億円となっている。

<sup>47</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）

<sup>48</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号（令4.6.1）

<sup>49</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号8頁（令4.4.19）

<sup>50</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号8頁（令4.4.19）

分に削減したり、管理部門の要員などを削減しようと思って」いるとし、さらに、「各社間で業務が重複している部分がありますので、これを整理したり、子会社の連携によって相乗効果、シナジー効果を生み出したい」と答弁した<sup>51</sup>。

なお、委託業務全体の規模については、「子会社、例えば5社ぐらいを例に取りますと、売上げが1,200億円ぐらい今あるんですけども、これについては、全体の委託の規模なども削減することで、1割から2割削減したい」と答弁した<sup>52</sup>。

#### (ウ) 割増金制度の具体的な運用方法

改正法では、割増金は、①不正な手段により受信料の支払を逃れた場合、②正当な理由なく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合に課すとしているが、具体的にどのような場合に課すのかについて問われ、総務省は、①については、「例えば、受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届出をしないこと、あるいは、衛星系によるテレビジョン放送を受信することができる受信設備を設置し、衛星契約を締結すべきところであるところにもかかわらず、虚偽の通知をし、地上契約を締結することにより受信料の差額の支払いを逃れることなどが該当する」とし、②については、「例えば、受信設備設置者が、事故又は病気等のやむを得ない事由がないにもかかわらず、受信契約の申込みを期限までにすることがかなわなかった場合などが該当する」とした<sup>53</sup>。

また、総務省令で定めることとされている割増金の上限について、総務省は、「パブリックコメントを通じて国民の皆様様の御意見を伺うなどしながら丁寧に検討」とし、「例えば鉄道など、ほかの公共料金において導入されている割増金の例が複数ございますので、そういったものを参考とさせていただきながら検討して」といくと答弁した<sup>54</sup>。

割増金の運用については、金子総務大臣は、「NHKにおいては、割増金制度をもって一方的に支払を求めるのではなく、引き続き丁寧な説明に努めていただく必要がある」とした<sup>55</sup>。また、NHKは、割増金の運用方法について、「国会での法改正の審議等も踏まえ、会計や法律の専門家で構成している、会長の諮問機関であります、NHK受信料制度等検討専門委員会の知見も得ながら、今後検討を進めることとしたい」とした<sup>56</sup>。

また、割増金制度導入による効果について問われ、NHKは、「現時点で具体的にお示しすることは難しい」としつつも、「未契約者からの自主的な受信契約の申出が促進されるなど、受信料の公平負担に向けた一定の効果は期待できる」と答弁した<sup>57</sup>。

なお、附帯決議第8項では、「協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。」とされた。

<sup>51</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号8頁（令4.4.19）

<sup>52</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号8頁（令4.4.19）

<sup>53</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第12号6～7頁（令4.4.14）

<sup>54</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）

<sup>55</sup> 第208回国会参議院本会議録第27号（令4.6.1）

<sup>56</sup> 第208回国会衆議院総務委員会議録第13号11頁（令4.4.19）

<sup>57</sup> 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号（令4.6.2）



#### 4. おわりに

本法律案の採決に際し、参議院総務委員会は以下の附帯決議を可決した。総務省及びNHKは、国会論議での指摘及び附帯決議を踏まえ、改正法に基づく施策を着実に進めていくことが求められる。

図表 8 参議院総務委員会における本法律案に対する附帯決議（令和4年6月2日）

<p>政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。</p> <p>一、政府は、総務大臣に代わり新たに電波の有効利用評価を行うこととなる電波監理審議会については、同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。</p> <p>二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。</p> <p>三、政府は、今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平等に留意して、予算規模及び料額を決定すること。なお、当該決定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。</p> <p>四、政府は、電波利用料の料額の改定については、免許人等が負担の水準を予測できるよう、三年ごとに検討することを原則とし、安易な電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。</p> <p>五、政府は、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用料共益事務への積極的な活用を図ること。</p> <p>六、政府は、情報通信分野の外資規制については、経済安全保障の観点からも重要であることに鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。</p> <p>七、政府は、無線局の免許、放送事業者の認定等の業務の遂行に際しては、いやしくも行政がゆがめられたとの疑いを持たれないよう、公平・公正を旨とすること。</p> <p>八、政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のために留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。</p> <p>また、協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。</p> <p>九、協会は、中間持株会社の設置と並行して子会社の再編を進める際には、関係する職員の雇用等に留意すること。</p> <p>十、政府は、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、電波・放送行政の運営について不断の見直しを行うこと。</p> <p>十一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。</p> <p>右決議する。</p>
---

(出所) 第208回国会参議院総務委員会会議録第10号(令4.6.2)

(えんどう かずひろ)